

令和元年10月1日実施 たばこ税手持品課税 県納付書の記載について

【記載例】

○ 令和元年10月1日実施の 県たばこ税 手持品課税に係る納期限は

令和2年3月31日(火) です。

※ 申告書を提出された後、納期限まで、5か月間ありますので、納付(納期限)をお忘れにならないようご注意ください。

(注1) 納期限を経過して納付されますと、納付すべき税額以外に、延滞金を納付していただく場合がありますので、必ず期限内に納付してください。
(納付できる金融機関等は、3枚目の裏面に記載されています。)

(注2) 税額は、1円単位で記入・納付してください。

(注3) 納付書は、提出した申告書ごとに記入・納付してください。
(例：当初申告100円と修正申告50円がある場合、当初申告分(100円)と修正申告分(50円)を、それぞれ別々に、納付書を作成し、納付する。)

(注4) 国たばこ税、県たばこ税、市町村たばこ税、それぞれ納付書がありますので、お間違えのないようご確認の上、税額等を、それぞれ正しく記載願います。

○ 県納付書は、3枚複写です。

1枚目に記入いただくと、2枚目・3枚目に複写されます。

記入が必要な箇所は、記載例の で囲っている部分です。

① 「道府県たばこ税の手持品課税納税申告書」の、「申告者」欄に記載された申告者の住所、氏名、代表者名を記入します。
なお、申告者の住所と営業所又は貯蔵場所が異なる場合は、営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称も併せて記入してください。

② 該当する申告区分に○印をつけてください。

③ 税額欄に「道府県たばこ税の手持品課税納税申告書」の道府県税の「納付すべき税額」と同じ金額を記入。

合計欄に税額欄と同じ金額(税額の先頭に「¥」)を記入。

※1円未満切り捨て

道府県たばこ税領収証書 (公)

【一枚目】

都道府県 和歌山	口座番号 00990-0-960115	加入者 和歌山県会計管理者
所在地及び氏名又は名称 〇〇県〇〇市〇〇〇1-1 株式会社 和歌マート 代表取締役 和歌 太郎		県たばこ税 (令和元年10月1日実施) 手持品課税用
(〇〇県〇〇市〇〇〇1-2 和歌マート 〇〇店)		
元		
申告期間 一年一月分(から)一年一月分まで	申告区分 申告修正決定	
税額 01	500	
延滞金 02		
過少申告加算金 03		
不申告加算金 04		
重加算金 05		
合計額 06	¥ 500	
納期限 令和2年3月31日	領収日	
課税事務所 和歌山県 総務部 総務管理局 税務課	付印	

上記のとおり領収しました。(納税者保管)

◎この納付書は、3枚1組の複写式となっておりますので、切り離さずに提出してください。